



平成 24 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 澤 信 彦
(コード番号 6709 東証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 小 谷 雅 博
(T E L 03-3814-5115)

株式会社 I H I による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、株式会社 I H I（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明することを決議し、また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、お知らせいたします。さらに、当社は、公開買付者との間において、業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を本日締結することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします（本業務提携契約の内容については、添付しております平成 24 年 5 月 8 日付プレスリリース「株式会社 I H I 及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。）。

なお、当社と公開買付者は、本公開買付けの成立後においても、当社株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社 I H I
(2) 所 在 地	東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 斎藤 保
(4) 事 業 内 容	金属加工機械、物流機器、ボイラ、原子力機器、化学機械、汎用機械、ジェットエンジン、宇宙機器などの製造、販売等
(5) 資 本 金	95,762,421,600 円（平成 24 年 3 月 31 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	明治 22 年（1889 年）1 月 17 日
(7) 大株主及び持株比率 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.81% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3.77% （中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社東芝 退職給付信託口） 第一生命保険株式会社 3.68% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 3.30%

	みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再 信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2.97%
	I H I 共栄会	1.83%
	日本生命保険相互会社	1.62%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.51%
	住友生命保険相互会社	1.47%
	株式会社みずほコーポレート銀行	1.41%
(8) 上場会社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
取 引 関 係	当社は、公開買付者に製品を販売しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて公開買付者が当社株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく公開買付者との業務提携を推進することが、今後の当社の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方で、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関しては、最終的には公開買付者と応募合意株主（以下(2)①に定義します。）との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も当社株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以

下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に上場している当社株式を取得し、当社を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の筆頭株主である有限会社ディー・エス・エムインベストメンツラムダ(以下「ラムダ」といいます(注1。)) (保有株式数: 38,575,000株、当社が平成24年3月22日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数132,796,338株に対する割合(以下「所有割合」といいます。): 29.05%(小数点以下第三位四捨五入。以下所有割合について同じとします。)、当社の大株主である大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(以下「大和PI」といいます(注1。)) (保有株式数: 21,484,000株、所有割合: 16.18%)及び当社の大株主である日本電気株式会社(以下「日本電気」といいます。)) (保有株式数: 16,759,772株、所有割合: 12.62%)との間で、平成24年5月8日付でそれぞれ応募契約(以下「応募契約書」と総称します。)を締結し、ラムダ、大和PI及び日本電気(以下「応募合意株主」といいます。)が保有する当社株式の全て(保有株式数の合計: 76,818,772株、所有割合: 57.85%)を応募することに合意しているとのことです。応募契約書の内容については、後記「3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。なお、本公開買付価格である1株当たり90円は、公開買付者と応募合意株主との協議・交渉を経て決定した価格とのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を66,399,000株(所有割合: 50.00%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(66,399,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における公開買付者による所有割合が過半数となるように設定しているとのことです。他方、公開買付者は、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を67,720,000株(所有割合: 51.00%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(67,720,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。なお、公開買付者は応募合意株主との間で、応募合意株主が保有する当社株式の全て(保有株式数の合計: 76,818,772株、所有割合: 57.85%)を応募することに合意しているとのことですが、当該保有株式数の合計(76,818,772株)は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(67,720,000株)を上回っております。

(注1) ラムダと大和PIは、当社株式について共同で議決権を行使する緊密な関係にあるとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程

公開買付者は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、

回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする 1853 年（嘉永 6 年）創業の総合重工業会社です。

2009 年（平成 21 年）5 月に制定した「IHI グループビジョン」において、公開買付者グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21 世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさと安全・安心を提供するグローバルな企業グループとなる」と決めました。

このような視点に基づいて、2009 年（平成 21 年）11 月に「グループ経営方針 2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という 3 つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。また、公開買付者の事業基盤の一つである「船舶・社会基盤・セキュリティ」事業のうち、「セキュリティ分野」につきましては、「抗体医薬、交通セキュリティ、防衛システムなど安全・安心を実現する事業を展開する。」を目標とし、今後の成長分野と位置付けてその拡大を図っております。

公開買付者のみでなく関係会社も含めたグループ全体では、免震床・制振装置、踏み切り監視用レーザーレーダ、X 線貨物検査装置及び入退出管理システム等、多様なセキュリティ関連製品を販売しております。ただ、今後この分野のさらなる成長を図るためには、技術基盤と製品群のさらなる拡大、特にセンシング（注 2）と通信・制御技術のさらなる強化が必要と考えられているとのことです。

当社は環境計測、防災システム、特機、宇宙関連及び制御システム事業基盤とする 1938 年（昭和 13 年）設立の電気通信会社で、平成 24 年 3 月期において売上高 9,025 百万円（前事業年度比 12.3%増）、当期純利益 1,456 百万円（前事業年度比 35.4%増）を記録（ただし、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けたものではありません。）し増収増益を達成しております。現在、当社は、防災や減災の一翼を担う会社として東日本大震災被災地における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化などに全力で取り組んでおり、また、次なる成長のため、企業理念の改定や中期経営目標の設定を行い、「水中から宇宙まで」をカバーする世界のトータルソリューションプロバイダーを目指し、新しいお客さまの獲得や新規市場の開拓に取り組んでおります。当社の事業に目を向けますと、特に高層気象向けラジオゾンデや地上気象向けアメダスに代表される各種気象計測等の環境計測事業、地震観測・警報等の防災システム事業、及び「はやぶさ」搭載蛍光 X 線分析装置や「かぐや」搭載ハイビジョンカメラに代表される衛星観測機器・ロケット計測機器等の宇宙関連事業においては高い技術力と製品開発力を有しており、競争力を有する製品を販売しています。これらの優れた製品群があるとはいえ、その事業規模から一般企業に対する販売拡大や海外進出を短期間で実現するためには、有力なパートナー企業が必要と考えておりました。

上記の背景を踏まえ、当社及び公開買付者は平成 23 年 10 月頃より両社の企業価値向上に

ついて協議を重ねてまいりました。その結果、公開買付者グループのセキュリティ事業と当社の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには公開買付者の子会社である株式会社IHIエアロスペースの宇宙関連事業と当社の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、公開買付者グループの社会基盤事業と当社の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。そこで、公開買付者は、本公開買付けにより当社を公開買付者の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の公開買付者の取締役会において本公開買付けの実施を決議したとのことです。

(注2) センシングとは、セキュリティに関わる目的に応じて、変位や速度に代表される物理量を、電磁波・光・音波等を応用した機器で測定し、対象の状態や変化を感知する技術をいいます。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、平成23年8月の減資により過去最大で110億円あった累積損失を解消すると同時に、平成24年6月には1株当たり1.5円の配当を実施する予定にしておき、経営再建を無事完了することができました。今後は、当社の新たな成長を実現すべく、新商品の開発、新規市場・新規顧客の開拓及びビジネスパートナーとの新たな協業などにより積極的な事業展開を実現することが課題となっております。

このような状況の下、前記「②公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程」に記載したシナジー効果等に鑑み、当社と公開買付者の協業は、当社の事業戦略及び企業成長の実現の可能性を高めるものであり、非常に意義のあるものと考えられます。また、当社は、上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、公開買付者グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えております。

以上を踏まえ、当社は、平成23年10月頃から、公開買付者との間で、両社の企業価値向上及び本業務提携契約について協議をまいりました。その結果、当社と公開買付者は、両社間で本業務提携契約を締結した上で、公開買付者が当社を連結子会社化し、両社にてシナジーを創出していくことが、両社の企業価値の向上にとって有益であるとの認識において一致するに至りました。

当社取締役会は、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえた上で、公開買付者に対し、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の当社の経営方針等を確認するなど、慎重に検討を行った結果、当社の収益の拡大が実現でき、当社株主の皆様にとっての株主価値の向上にも寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同意見を表明することを決議いたしました。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、そのため、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しているとのことです。当社取締

役会は、本公開買付価格に関しては、最終的には公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しております。

④ 本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付けに際し、平成 24 年 5 月 8 日付で公開買付者との間で本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく公開買付者との業務提携を推進していく予定です。本業務提携契約の内容については、添付しております平成 24 年 5 月 8 日付プレスリリース「株式会社 I H I 及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

(3) 本公開買付けに関し実施した措置（利益相反を回避するための措置等）

① 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、公開買付者と応募契約書を締結している大和 PI の従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役 5 名のうち上記 1 名を除く 4 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘を除き、当社の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）のうち 2 名全員（うち社外監査役 1 名）が出席し、上記の当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の価値算定を行い、公開買付者は、平成 24 年 5 月 7 日付で三井住友信託銀行より株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：	91 円から 98 円
類似会社比較法：	50 円から 142 円
D C F 法：	49 円から 95 円

市場株価平均法では、平成 24 年 5 月 7 日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値（93 円）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値（94 円）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値（98 円）及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（91 円）を基に、当社の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値を 91 円から 98 円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、1 株当たり株式価値を 50 円から 142 円までと算定しているとのことです。

D C F 法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を公開買付者において勘案した当社の将来の収益予想を前提として、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たり株式価値を 49 円から 95 円までと算定しているとのことです。

公開買付者は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の当社株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 90 円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格 90 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 24 年 5 月 7 日の東京証券取引所における当社株式の終値 93 円に対して 3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 24 年 5 月 7 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 94 円（小数点以下四捨五入）に対して 4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 24 年 5 月 7 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 98 円（小数点以下四捨五入）に対して 8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 24 年 5 月 7 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 91 円（小数点以下四捨五入）に対して 1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けております。

(4) 本公開買付け後の組織再編方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、

本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、公開買付者は当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものであり、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は 67,720,000 株（所有割合：51.00%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後においても、当社株式の上場は維持される予定です。

3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者より、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにあたり、平成 24 年 5 月 8 日付で、(イ) ラムダ及び大和 PI との間の応募契約書（以下「応募契約書（ラムダ及び大和 PI）」といいます。）、(ロ) 日本電気との間の応募契約書（以下「応募契約書（日本電気）」といいます。）をそれぞれ締結したとのことです。これらの応募契約書は大要以下のとおりとのことです。なお、応募合意株主が保有する当社株式の合計（76,818,772 株）は本公開買付けにおける買付予定数の上限（67,720,000 株）を上回っていることから、本公開買付けにおいて応募合意株主の保有する当社株式をすべて売却することはできません。ラムダ及び大和 PI は、あん分比例によりラムダ及び大和 PI に返還される当社株式について、本公開買付けの終了後、投資会社として適宜売却により投資回収を図る方針であるとのことですが、現状、時期・方法等具体的に決まっていることはないとのことです。また、日本電気は、あん分比例により日本電気に返還される当社株式の処分方針について、現状特に決定している事項は存在しないとのことです。

イ 応募契約書（ラムダ及び大和PI）

ラムダ（保有株式数：38,575,000株、所有割合：29.05%）及び大和PI（保有株式数：21,484,000株、所有割合：16.18%）は、その保有する当社株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、ラムダ及び大和PIによる本公開買付けへの応募は、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②応募契約書（ラムダ及び大和PI）締結日から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）開始日までのいずれの時点においても、公開買付者の表明及び保証（(i) 設立の適法性及び存続の有効性、(ii) 応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、(iii) 応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(iv) 応募契約書（ラムダ及び大和PI）の法的拘束力及び強制執行可能性、(v) 本公開買付けに関する十分な買付資力の存在）の違反が存在しないこと、③公開買付者の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務、公開買付者の誓約事項（本公開買付けの条件変更を行う場合、(i) ラムダ及び大和PIに対して、当該条件変更の内容及び理由について書面で事前

通知すること、(ii)ラムダ及び大和PIの合理的な要請がある場合には、誠実に協議に応じること、(iii)当該条件変更が公開買付期間を延長する内容のものである場合には、ラムダ及び大和PIの書面での事前同意を取得すること（公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならない事由が生じた場合において、訂正届出書の提出に伴い公開買付期間を延長しなければならないとき及び応募契約書（ラムダ及び大和PI）締結日から公開買付期間終了日までの間に、当社株式を対象とする本公開買付けに対抗する公開買付けが行われた場合を除く。))を遵守する義務)について重大な違反が生じていないこと、④ラムダ及び大和PIが、当社に係る未公表の法第166条第2項に定められる業務等に関する重要事実を法第166条第1項各号又は同条第3項に定めるところにより認識していないこと（ただし、その応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合を除く。なお、公開買付者並びにラムダ及び大和PIは、応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結時において、かかる重要事実を認識していないことを相互に確認しているとのこと。）、⑤当社において、本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議がなされていることを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、ラムダ及び大和PIは応募対象株式を応募する義務を負わない（ただし、ラムダ及び大和PIは、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

ラムダ及び大和PIは、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したものにつき議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。なお、ラムダ及び大和PIは、本公開買付けにより公開買付者が取得した当社株式以外の当社株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

ロ 応募契約書（日本電気）

日本電気（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）は、その保有する当社株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、日本電気による本公開買付けへの応募は、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②応募契約書（日本電気）締結日から公開買付期間開始日までのいずれの時点においても、公開買付者の表明及び保証（公開買付期間開始日及び本公開買付けの決済の開始日における、(i)設立の適法性及び存続の有効性、(ii)応募契約書（日本電気）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、(iii)応募契約書（日本電気）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(iv)応募契約書（日本電気）の法的拘束力及び強制執行可能性）の違反が存在しないこと、③公開買付者の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務）について重大な違反が生じていないことを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、日本電気は応募対象株式を応募する義務を負わない（ただし、日本電気は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

日本電気は、本公開買付けが成立した場合であって、本定時株主総会において応募対象

株式のうち本公開買付けの決済が完了したものにつき議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。
なお、日本電気は、本公開買付けにより公開買付者が取得した当社株式以外の当社株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

※ 添付資料として、公開買付者による「明星電気株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を添付しておりますので、併せてご参照ください。

平成24年5月8日

各 位

株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目1番1号
代表取締役社長 齋藤 保
(コード番号 7013)
問合せ先 広報・IR室長 高柳 俊一
T E L 03-6204-7030

明星電気株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社I H I（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成24年5月8日開催の取締役会において、明星電気株式会社（コード番号：6709 東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）との間で業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結し、対象者の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本業務提携契約の内容については、添付しております平成24年5月8日付プレスリリース「株式会社I H I及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

なお、当社と対象者は、本公開買付けの成立後においても、対象者株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年5月8日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得し、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社は、本公開買付けに際し、対象者の筆頭株主である有限会社ディー・エス・エムインベストメンツラムダ（以下「ラムダ」といいます。（注））（保有株式数：38,575,000株、対象者が平成24年3月22日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数132,796,338株に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：29.05%（小数点以下第三位四捨五入。以下所有割合について同じとします。）、対象者の大株主である大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「大和PI」といいます。（注））（保有株式数：21,484,000株、所有割合：16.18%）及び対象者の大株主である日本電気株式会社（以下「日本電気」といいます。）（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）との間で、平成24年5月8日付でそれぞれ応募契約を締結し、ラムダ、大和PI及び日本電気（以下「応募合意株主」といいます。）が保有する対象者株式の全て（保有株式数の合計：76,818,772株、所有割合：57.85%）を応募することに合意しております。当該応募契約の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①応募契約書」をご参照下さい。なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）である1株当たり90円は、当社と応募合意株主との協議・交渉を経て決定した価格です。また、当社は、平成24年5月8日付で対象者との間で本業務提携契約を締結しております。本業務提携契約の内容については、添付しております平成24年5月8日付プレスリリース「株式会社I H I及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を66,399,000株（所有割合：50.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（66,399,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における当社による所有割合が過半数となるよ

うに設定しております。他方、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を67,720,000株（所有割合：51.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（67,720,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、当社は応募合意株主との間で、応募合意株主が保有する対象者株式の全て（保有株式数の合計：76,818,772株、所有割合：57.85%）を応募することに合意しておりますが、当該保有株式数の合計（76,818,772株）は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（67,720,000株）を上回っております。

なお、対象者が平成24年5月8日に公表した「株式会社IHIによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付け価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和PIの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち2名全員（うち社外監査役1名）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（注）ラムダと大和PIは、対象者株式について共同で議決権を行使する緊密な関係にあるとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景

当社は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

2009年（平成21年）5月に制定した「IHIグループビジョン」において、当社グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさと安全・安心を提供するグローバルな企業グループとなる」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。また、当社の事業基盤の一つである「船舶・社会基盤・セキュリティ」事業のうち、「セキュリティ分野」につきましては、「抗体医薬、交通セキュリティ、防衛システムなど安全・安心を実現する事業を展開する。」を目標とし、今後の成長分野と位置付けてその拡大を図っております。

当社のみでなく関係会社も含めたグループ全体では、免震床・制振装置、踏み切り監視用レーザーレーダ、X線貨物検査装置及び入退出管理システム等、多様なセキュリティ関連製品を販売しております。ただ、今後この分野のさらなる成長を図るためには、技術基盤と製品群のさらなる拡大、特にセンシング（注）と通信・制御技術のさらなる強化が必要と考えています。

対象者は環境計測、防災システム、特機、宇宙関連及び制御システムを事業基盤とする1938年（昭和13年）設立の電気通信会社で、平成24年3月期において売上高9,025百万円（前事業年度比12.3%増）、当期純利益1,456百万円（前事業年度比35.4%増）を記録（ただし、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監

査を受けたものではありません。)し増収増益を達成しております。現在、対象者は、防災や減災の一翼を担う会社として東日本大震災被災地における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化などに全力で取り組んでおり、また、次なる成長のため、企業理念の改定や中期経営目標の設定を行い、「水中から宇宙まで」をカバーする世界のトータルソリューションプロバイダーを目指し、新しいお客さまの獲得や新規市場の開拓に取り組んでいるとのことです。対象者の事業に目を向けますと、特に高層気象向けラジオゾンデや地上気象向けアメダスに代表される各種気象計測等の環境計測事業、地震観測・警報等の防災システム事業、及び「はやぶさ」搭載蛍光X線分析装置や「かぐや」搭載ハイビジョンカメラに代表される衛星観測機器・ロケット計測機器等の宇宙関連事業においては高い技術力と製品開発力を有しており、競争力を有する独自製品を販売しています。これらの優れた製品群があるとはいえ、その事業規模から一般企業に対する販売拡大や海外進出を短期間で実現するためには、有力なパートナー企業が必要と考えられていたとのことです。また、平成23年8月の減資により過去最大で110億円あった累積損失を解消すると同時に、平成24年6月には1株当たり1.5円の配当を実施する予定にしており、経営再建を無事完了することができたとのことです。今後は、対象者の新たな成長を実現すべく、新商品の開発、新規市場・新規顧客の開拓及びビジネスパートナーとの新たな協業などにより積極的な事業展開を実現することが課題となっているとのことです。

(注) センシングは、セキュリティに関わる目的に応じて、変位や速度に代表される物理量を、電磁波・光・音波等を応用した機器で測定し、対象の状態や変化を感知する技術。

(3) 本公開買付の実施に関する意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景」に記載した背景を踏まえ、当社及び対象者は平成23年10月頃より両者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社グループのセキュリティ事業と対象者の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには当社の子会社である株式会社IHIエアロスペースの宇宙関連事業と対象者の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、当社グループの社会基盤事業と対象者の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、対象者は上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、当社グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えているとのことです。そこで、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両者の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の当社取締役会において本公開買付けの実施を決議いたしました。また、当社は、本公開買付けに際し、平成24年5月8日付で対象者との間で本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく対象者との業務提携を推進していく予定です。本業務提携契約の内容については、添付しております平成24年5月8日付プレスリリース「株式会社IHI及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意

① 応募契約書

当社は、本公開買付けにあたり、平成24年5月8日付で、(イ)ラムダ及び大和PIとの間の応募契約書(以下「応募契約書(ラムダ及び大和PI)」といいます。)、(ロ)日本電気との間の応募契約書(以下「応募契約書(日本電気)」といいます。)をそれぞれ締結いたしました。これらの応募契約書は大要以下のとおりであります。なお、応募合意株主が保有する対象者株式の合計は76,818,772株となっており、当該保有株式数の合計(76,818,772株)は本公開買付けにおける買付予定数の上限(67,720,000株)を上回っていることから、本公開買付けにおいて応募合意株主の保有する対象者株式を全て売却することはできません。ラムダ及び大和PIは、あん分比例によりラムダ及び大和PIに返還される対象者株式について、本公開買付けの終了後、投資会社として適宜売却により投資回収を図る方針であるとのことです。現状、時期・方法等具体的に決まっていることはないとのことです。また、日本電気は、あん分比例により日本電気に返還される対象者株式の処分方針について、現状特に決定している事項は存在しないとのことです。

イ 応募契約書(ラムダ及び大和PI)

ラムダ(保有株式数:38,575,000株、所有割合:29.05%)及び大和PI(保有株式数:21,484,000株、所有割合:16.18%)は、その保有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、ラムダ及び大和PIによる本公開買付けへの応募は、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②応募契約書(ラムダ及び大和PI)締結日から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)開始日までのい

れの時点においても、当社の表明及び保証（(i) 設立の適法性及び存続の有効性、(ii) 応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、(iii) 応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(iv) 応募契約書（ラムダ及び大和PI）の法的拘束力及び強制執行可能性、(v) 本公開買付けに関する十分な買付資力の存在）の違反が存在しないこと、③当社が応募契約書（ラムダ及び大和PI）に基づき履行又は遵守すべき義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務、当社の誓約事項本公開買付けの条件変更を行う場合、(i) ラムダ及び大和PI に対して、当該条件変更の内容及び理由について書面で事前通知すること、(ii) ラムダ及び大和PI の合理的な要請がある場合には、誠実に協議に応じること、(iii) 当該条件変更が公開買付期間を延長する内容のものである場合には、ラムダ及び大和PI の書面での事前同意を取得すること（公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならない事由が生じた場合において、訂正届出書の提出に伴い公開買付期間を延長しなければならないとき及び応募契約書（ラムダ及び大和PI）締結日から公開買付期間終了日までの間に、対象者の株式を対象とする本公開買付けに対抗する公開買付けが行われた場合を除く。）を遵守する義務）について重大な違反が生じていないこと、④ラムダ及び大和PI が、対象者に係る未公表の法第166条第2項に定められる業務等に関する重要事実を法第166条第1項各号又は同条第3項に定めるところにより認識していないこと（ただし、その応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合を除く。なお、当社並びにラムダ及び大和PI は、応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結時において、かかる重要事実を認識していないことを相互に確認しています。）、⑤対象者が、本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議がなされていることを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、ラムダ及び大和PI は応募対象株式を応募する義務を負わない（ただし、ラムダ及び大和PI は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

ラムダ及び大和PI は、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したものに議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について当社の指示に従う。なお、ラムダ及び大和PI は、本公開買付けにより当社が取得した対象者株式以外の対象者株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

ロ 応募契約書（日本電気）

日本電気（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）は、その保有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、日本電気による本公開買付けへの応募は、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②応募契約書（日本電気）締結日から公開買付期間開始日までのいずれの時点においても、当社の表明及び保証（公開買付期間開始日及び本公開買付けの決済の開始日における、(i) 設立の適法性及び存続の有効性、(ii) 応募契約書（日本電気）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに手続の履践、(iii) 応募契約書（日本電気）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(iv) 応募契約書（日本電気）の法的拘束力及び強制執行可能性）の違反が存在しないこと、③当社の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務）について重大な違反が生じていないことを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、日本電気は応募対象株式を応募する義務を負わない（ただし、日本電気は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

日本電気は、本公開買付けが成立した場合であって、本定時株主総会において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したものに議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について当社の指示に従う。なお、日本電気は、本公開買付けにより当社が取得した対象者株式以外の対象者株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

② 本業務提携契約

添付しております平成24年5月8日付プレスリリース「株式会社IHI及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお、当社は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：	91円から98円
類似会社比較法：	50円から142円
DCF法：	49円から95円

市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値（93円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（94円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（98円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91円）を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しています。

当社は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の対象者株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を90円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証券取引所における対象者株式の終値93円に対して3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値94円（小数点以下四捨五入）に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値98円（小数点以下四捨五入）に対して8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値91円（小数点以下四捨五入）に対して1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのこと。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのこと。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される

ことが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和PIの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち2名全員（うち社外監査役1名）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（6）本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

（7）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社は対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は67,720,000株（所有割合：51.00%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後においても、対象者株式は引き続き東京証券取引所市場第二部の上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

（1）対象者の概要

① 名称	明星電気株式会社	
② 所在地	東京都文京区小石川二丁目5番7号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上澤 信彦	
④ 事業内容	通信、電子、電気計測、情報処理等の機器・装置の製造、販売、工事の設計・請負及びその他付帯するサービス等	
⑤ 資本金	2,996,530,724円（平成24年3月31日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和13年2月20日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成24年3月31日現在）	有限会社ディー・エス・エムインベストメンツラムダ	29.05%
	大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	16.18%
	日本電気株式会社	12.62%
	日本証券金融株式会社	1.61%
	楽天証券株式会社	0.66%
	ヒロヨコ山合資会社	0.60%
	大和証券株式会社	0.51%
	住友生命保険相互会社	0.40%
	松井証券株式会社	0.40%
	米本 修治	0.30%
⑧ 公開買付者と対象者の関係 （平成24年5月8日現在）	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社及び当社の連結子会社は、対象者から製品を仕入れております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（注） 「⑦大株主及び持株比率（平成24年3月31日現在）」における持株比率の記載は対象者の発行済株式総数に対する保有株式数の割合を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

(2) 買付け等の期間

① 日程

取締役会決議	平成24年5月8日(火曜日)
公開買付開始公告日	平成24年5月9日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成24年5月9日(水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成24年5月9日(水曜日)から平成24年6月6日(水曜日)まで(21営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年6月19日(火曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金90円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：	91円から98円
類似会社比較法：	50円から142円
DCF法：	49円から95円

市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値(93円)、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(94円)、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(98円)及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(91円)を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や

株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しています。

当社は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の対象者株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付け価格を90円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証券取引所における対象者株式の終値93円に対して3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値94円（小数点以下四捨五入）に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値98円（小数点以下四捨五入）に対して8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値91円（小数点以下四捨五入）に対して1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

当社は、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。また、当社の事業基盤の一つである「船舶・社会基盤・セキュリティ」事業のうち、「セキュリティ分野」につきましては、「抗体医薬、交通セキュリティ、防衛システムなど安全・安心を実現する事業を展開する。」を目標とし、今後の成長分野と位置付けてその拡大を図っております。

当社のみでなく関係会社も含めたグループ全体では、免震床・制振装置、踏み切り監視用レーザーレーダ、X線貨物検査装置及び入退出管理システム等、多様なセキュリティ関連製品を販売しております。ただ、今後この分野のさらなる成長を図るためには、技術基盤と製品群のさらなる拡大、特にセンシングと通信・制御技術のさらなる強化が必要と考えています。

対象者は環境計測、防災システム、特機、宇宙関連及び制御システムを事業基盤とする1938年（昭和13年）設立の電気通信会社で、平成24年3月期において売上高9,025百万円（前事業年度比12.3%増）、当期純利益1,456百万円（前事業年度比35.4%増）を記録（ただし、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けたものではありません。）し増収増益を達成しております。現在、対象者は、防災や減災の一翼を担う会社として東日本大震災被災地における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化などに全力で取り組んでおり、また、次なる成長のため、企業理念の改定や中期経営目標の設定を行い、「水中から宇宙まで」をカバーする世界のトータルソリューションプロバイダーを目指し、新しいお客さまの獲得や新規市場の開拓に取り組んでいるとのことです。対象者の事業に目を向けますと、特に高層気象向けラジオゾンデや地上気象向けアメダスに代表される各種気象計測等の環境計測事業、地震観測・警報等の防災システム事業、及び「はやぶさ」搭載蛍光X線分析装置や「かぐや」搭載ハイビジョンカメラに代表される衛星観測機器・ロケット計測機器等の宇宙関連事業においては高い技術力と製品開発力を有しており、競争力を有する独自製品を販売しています。これらの優れた製品群があるとはいえ、その事業規模から一般企業に対する販売拡大や海外進出を短期間で実現するためには、有力なパートナー企業が必要と考えられていたとのことです。また、平成23年8月の減資により過去最大で110億円あった累積損失を解消すると同時に、平成24年6月には1株当たり1.5円の配当を実施する予定にしており、経営再建を無事完了することができたとのことです。今後は、対象者の新たな成長を実現すべく、新商品の開発、新規市場・新規顧客の開拓及びビジネスパートナーとの新たな協業などにより積極的な事業展開を実現することが課題となっているとのことです。

こうした状況のもと、当社及び対象者は平成23年10月頃より両者の企業価値向上について協議を重

ねてまいりました。その結果、当社グループのセキュリティ事業と対象者の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには当社の子会社である株式会社IHIエアロスペースの宇宙関連事業と対象者の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、当社グループの社会基盤事業と対象者の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、対象者は上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、当社グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えているとのことです。そこで、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両者の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の当社取締役会において本公開買付けの実施を決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定しました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、当社は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(意見の概要)

三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より本株式価値算定書を取得しました。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：	91円から98円
類似会社比較法：	50円から142円
DCF法：	49円から95円

市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値（93円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（94円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（98円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91円）を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しています。

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の対象者株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を90円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証

券取引所における対象者株式の終値 93 円に対して 3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 24 年 5 月 7 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 94 円（小数点以下四捨五入）に対して 4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 24 年 5 月 7 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 98 円（小数点以下四捨五入）に対して 8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 24 年 5 月 7 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 91 円（小数点以下四捨五入）に対して 1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

（i）対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

（ii）対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和PIの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役 5 名のうち上記 1 名を除く 4 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）のうち 2 名全員（うち社外監査役 1 名）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である三井住友信託銀行は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
67,720,000 (株)	66,399,000 (株)	67,720,000 (株)

（注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（66,399,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（67,720,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株

式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付予定の株券等に係る議決権の数	67,720個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00 %)
対象者の総株主等の議決権の数	115,345個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (67,720,000 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 24 年 2 月 7 日に提出した第 99 期第 3 四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としており、平成 24 年 3 月 21 日付で対象者が発行する第一種優先株式 (3,537,735 株) の全部を対象者が取得したのと引き換えに対象者の普通株式 (対象者の自己株式 232,784 株及び新株の発行による 16,526,988 株の合計 16,759,772 株) が対象者の株主に交付され対象者の普通株式数が 16,526,988 株増加したため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 24 年 3 月 22 日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数 132,796,338 株 (平成 24 年 3 月 22 日現在) に係る議決権の数 (132,796 個) を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 6,095百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (67,720,000 株) に、本公開買付価格 (90 円) を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日

平成 24 年 6 月 12 日 (火曜日)

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 24 年 6 月 25 日 (月曜日) となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主 (以下「応募株主等」といいます。) (外国人株主の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記 (9) 「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無

及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた直前時の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（66,399,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（67,720,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行ないます（各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しま

す。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時まで、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時まで公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付者は、本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 5 月 9 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景」及び「(3) 本公開買付けの実施に関する意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが、当社の連結業績へ与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和PIの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締

役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち2名全員（うち社外監査役1名）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 本業務提携契約

添付しております平成24年5月8日付プレスリリース「株式会社IHI及び明星電気株式会社の業務提携契約締結のお知らせ」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 第一種優先株式の取得および消却

対象者は平成24年3月21日に「第一種優先株式の取得および消却に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、対象者が発行する第一種優先株式（3,537,735株）の全部を取得すると引き換えに、普通株式（対象者の自己株式232,784株及び新株の発行による16,526,988株の合計16,759,772株）を交付し、また、取得した第一種優先株式につきましては、会社法第178条の規定に基づき同日付けで消却したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

② 主要株主の異動

対象者は平成24年3月22日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は、以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 主要株主の異動

①当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの 日本電気株式会社

②当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

イ 当該主要株主となるものの所有議決権の数

異動前 一個

異動後 16,759個

ロ 当該主要株主となるものの総株主等の議決権に対する割合

異動前 一%

異動後 12.68%

(注) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、平成23年12月31日現在の発行済み株式総数から議決権を有しない株式数686,303株を控除した総株主の議決権の数115,351個を基準として算出しております。

③当該異動の年月日

平成24年3月21日

④その他の事項

イ 本書提出日現在の資本金 2,996,530,724円

ロ 発行済株式総数

132,796,338 株

③ 平成24年3月期連結決算短信

対象者は、平成24年5月8日に、東京証券取引所において「平成24年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(a) 損益の状況 (連結)

決算年月	平成24年3月期 (第99期)
売上高	9,025,856千円
売上原価	6,418,539千円
販売費及び一般管理費	1,268,024千円
営業外収益	35,918千円
営業外費用	38,185千円
当期純利益	1,456,759千円

(b) 1株当たりの状況 (連結)

決算年月	平成24年3月期 (第99期)
1株当たり当期純利益	12.40円
1株当たり配当額	1.50円
1株当たり純資産額	46.01円

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。